



# 信達の歴史シリーズ

山と川的生活史

## 第10回 霊山奥山と入会の村々



阿部 俊夫 (あべ としお)

福島県史学会  
役員

### 霊山のお話

霊山は標高825m、伊達市と相馬市に跨る秀峰である。黒褐色の岩肌がほぼ垂直に立ち上がり、断崖絶壁の山容は極めて印象的である。寛文5年(1665)『霊山寺縁起』によれば、平安時代初期、貞観元年(859)慈覚大師円仁はこの山頂に霊山寺を創建した。伊達・宇多・刈田3郡を寺領とし、峰々に山王21社を勧請、山麓には3,600坊の衆徒を擁し、「国家平寧五穀成熟万民豊饒」を祈願した。永観2年(984)には、霊山寺学頭大僧正尊海は千手観音堂を中心に伽藍群を整備し、阿弥陀堂・薬師堂・大日堂・曼荼羅堂などの堂宇が林立していたとされる。古刹霊山寺と伽藍群は南奥州の仏教文化の一大拠点であった。

南北朝争乱の時代、元弘3年(1333)後醍醐天皇は北畠親房の長男、顕家を陸奥守に任命した。顕家は後醍醐天皇の皇子、義良親王を奉じて多賀国府(宮城県多賀城市)に下向した。建武2年(1335)顕家は鎮守将軍に任じられ、名実共に陸奥国守となり、多賀国府は重要な政治拠点となった。後醍醐天皇の建武新政に足利尊氏が反旗を翻すと、翌3年尊氏を九州まで追撃した。再び多賀国府に帰還したが、北朝方尊氏軍が攻めのぼり、戦況悪化により、延元2年(1337)顕家は義良親王を伴って多賀国府から霊山城(霊山寺)に移った。霊山城は新たな国府となった。南朝方顕家軍

は再度西上したが、翌3年顕家は上洛の尊氏軍と戦い和泉国堺浦(大阪府堺市)で戦死した。貞和3年(1347)北朝方尊氏軍の総攻撃により南朝方の枢要であった霊山城は陥落し、霊山寺の伽藍群はすべて湮滅した。陸奥国府としての役割はほぼ10年間であった。

霊山は由緒ある歴史の山であったが、その東方に広がる奥山は薪・萱などの資源を供給する入会山、山稼ぎの山でもあった。

### 山麓の山元村

山元村は入会山を管理する村、山下村は入会山に入山する村である。寛保3年(1743)『陸奥国伊達郡大石村鑑差上』は図1で以下のように記載している。

薪取場 是ハ当村之儀者霊山奥山元ニ御座候故、往古<sup>より</sup>山手御役永ト申茂相納不申、薪萱秣共ニ奥山ニテ取来申候、尤脇村々より奥山江入山札之義別而申上通り有無之改仕来り申候、

「薪取場」は入会山の霊山奥山、「霊山奥山元」は山元の大石村、「脇村々」は山下の村々、「山札」は入山許可の鑑札である。「山手御役永」は山下村に賦課させる銭貨で、山札役ともいった。大石村は「山手御役永ト申茂相納不申」山札役を負担しないで、奥山の薪取場から薪・萱・秣を採取してきた。山下村が入山する際には「有無之

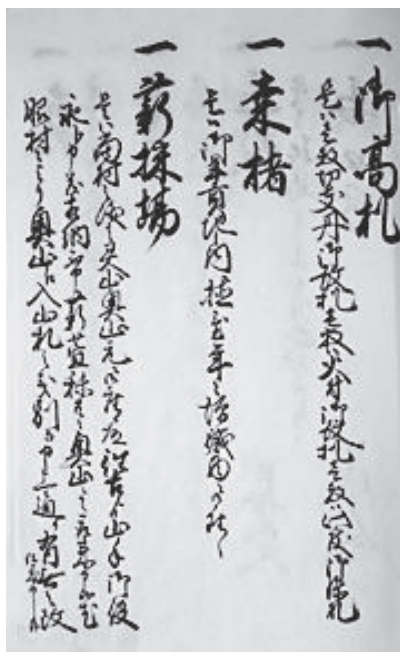


図1 『陸奥国伊達郡大石村鑑差上』  
(福島県歴史資料館収蔵)



図2 『伊達郡・信夫郡 両郡絵図』(福島県歴史資料館収蔵)

改」山札の携行を点検してきた、とある。大石村の役割は山札携行の点検、その特権が山札役免除であった。

図2は年不詳『伊達郡・信夫郡 両郡絵図』が描く霊山・霊山奥山、入山の村々である。霊山は屏風のように突き立つ断崖が連なる。その山麓に大石・石田村が立地している。霊山奥山は霊山の東方に広がる山々である。奥山へ入山する道は2本あり、両村を経由しなければならない。両村は奥山への入山口になっていた。両村の西方には掛田・山野川・泉原・金原田村など、山下の村々が散在している。入山口の大石村は山下村の入山・下山に立会い、霊山奥山全般を管理していた。石田村も同様に山元村であった。明治2年(1869)『陸奥国磐前伊達郡懸田村明細書上帳写』には「石田村口へ奥山江罷登」掛田村は石田村の入山口から奥山に登るとあり、石田村の山元村を確認できる。

### 山下村と山札

文政6年(1823)『旧例算法記』は山下村所持の山札を以下のように述べている。

山札役、是ハ米沢三拾万石御一統之節、(略)、  
薪秣刈數株申候者ニハ奥山入会株申候ニ付、馬

札壺枚ニ付式拾五文、歩永拾式文五分ツツ役永被仰付候、右札所持致御定之村奥山江入会来り申候、(略)、其後御度々御料御私領共ニ御最寄替有之候得共、右旧例を以御定之村江入会、御役永ハ御代官地頭江上納仕候、

それによれば、**山札役開始**：米沢藩が信夫・伊達両郡を支配していた時期に始まった。**山札の種別と役永**：山札は「奥山入会株」奥山に入山する権利として交付された。「馬札壺枚ニ付式拾五文、歩永拾式文五分」馬札と歩札の2種があり、馬札1枚につき25文、歩札1枚につき12文5分の「役永」銭貨が賦課された。**山札役現況**：両郡は幕府領・藩領の変遷を繰り返したが、山下村は「旧例」米沢藩時代の慣習に従って奥山に入山し、「御役永ハ御代官地頭」山札役の銭貨を幕府代官・藩領主に上納して来た。とある。馬札は荷役の馬を同道して入山する場合に交付された。馬力と人力では搬出量に大差があり、歩札の銭貨は馬札の半分である。

文政6年(1823)『陸奥国伊達郡大石村銘細書上帳』は図3「山札所持之村々者馬式拾式枚瀬成田村」「馬札拾六枚・歩札壺枚山野川村」のように山下村の山札を記載している。表1によれば、同年大石村の山下村は8村であった。馬札は8村

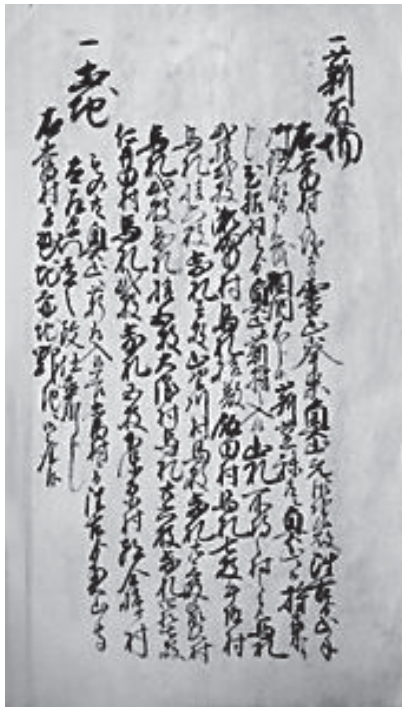


図3 『陸奥国伊達郡大石村銘細書上帳』（福島県歴史資料館収蔵）

表1 馬札と歩札 (枚)

| 山下村 | 馬札 | 歩札 | 計  |
|-----|----|----|----|
| 瀬成田 | 22 | —  | 22 |
| 飯田  | 10 | —  | 10 |
| 牛沢  | 7  | —  | 7  |
| 山野川 | 16 | 1  | 17 |
| 泉沢  | 23 | 23 | 46 |
| 大塚  | 2  | 15 | 17 |
| 仁井田 | 26 | 47 | 73 |
| 下保原 | 2  | 5  | 7  |

が所持しており、薪・萱などの採取には馬の同道が必須であった。瀬成田・飯田・牛沢村は馬札のみである。山野川・泉原・大塚・仁井田・下保原村は歩札も所持していた。大塚・下保原村は歩札

のほうが多い。山札交付の基準は不明であるが、馬札の多少、歩札の有無は村毎に異なり、山札枚数は一様ではなかった。枚数の違いは霊山奥山からの搬出量にも直結していたと思われる。仁井田村は馬札26枚、歩札47枚で、最多の山札73枚を所持している。馬札1枚25文、歩札1枚12文5分の換算であるから、山札役は1貫237文5分であった。

図4、明治2年（1869）掛田村は馬札32枚の所持、「役永」800文の上納を保原役所に申告している。「御役永差上山札頂戴仕置」800文を上納して山札を交付され、「石田口ヨリ奥山江罷登り」石田口から霊山奥山に入山し、「萱苧取申候」萱を採取している。「御免山札壹枚名主方江頂戴」上納免除の山札1枚を名主は交付されている、とある。

薪は燃料、萱は屋根葺き材、秣は牛馬の飼料、下草・枯葉は肥料となった。入山解禁は山の口明、禁止は鎌留といった。入山期間と人数、伐採材の太さと高さ、持参の道具類、運搬方法など、さまざまな資源保護の約束事があった。約束事は山本村と山下村の間で取り交わされ、資源の枯渇を防いだ。江戸時代、霊山奥山の豊かな資源は入山する村々の暮らしを支えていた。石炭・石油に依存する生活環境の到来に伴い、霊山奥山は「薪取場」から未踏の深山に立ち帰ることになったのである。

参考文献：『霊山町史』第1巻。史料出典：福島県歴史資料館・日下家文書・県庁文書F2019、『霊山町史』第2巻『霊山町史資料集』第2集、『福島市史資料叢書』第98輯。



図4 霊山山札（福島県歴史資料館収蔵）